平成２８年（フ）第１２９号
埼玉県蕨市中央７丁目37番２号　毎日荘101号
債務者　森　　孝市
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
埼玉県草加市瀬崎１丁目12番３号　ブルーメ谷塚27―101号
債務者　縄田　イメルダ　プレシルダこと　ナワタ　イメルダ　プレシルダ
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
埼玉県越谷市大字袋山612番地１　ファーストポケット105
債務者　清水　宏是
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ54番203号
債務者　廣野　　修
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
埼玉県越谷市大字大里470番地８　大里ハウス５号
債務者　池田　　努
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
新潟県南魚沼市大月1964番地
債務者　渡邊　繁美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
新潟県南魚沼市妙音寺255番地１、前住所新潟県南魚沼市大月1964番地
債務者　渡邊加代子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
新潟県見附市学校町２丁目７番４号、前住所神奈川県座間市相模が丘６丁目23番12号　小柳ハイム203号
債務者　宮島　伸吉
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
札幌市清田区平岡６条１丁目３番10号
債務者　長谷川美幸（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地８　セルベッサ札幌レジデンス801号
債務者　高越　朝子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１号
札幌市白石区平和通16丁目北９番25号　メイユール平和Ｂ―203号
債務者　原　　優介
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７９号
札幌市白石区東札幌２条６丁目８番21―506号
債務者　加藤　良彦
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０２号
札幌市東区北25条東13丁目１番８号　ふきこしマンション２階５号
債務者　四戸　俊治（旧姓君塚）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０号
札幌市中央区南６条西14丁目２番36号　かねさくビル306号
債務者　上野　美樹
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５号
札幌市豊平区豊平８条９丁目３番23号　スパークル学園前405号
債務者　矢口　美香
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
青森県十和田市元町西２丁目13番33号
債務者　小笠原景子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３９７号
盛岡市内丸17番38号　杜陵ビル31号、住民票上の住所青森県八戸市城下２丁目15番５号
債務者　菊池　直樹
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部